

議案第 3 号

工事請負契約について

クルーズターミナル新築工事（建築 2 工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 クルーズターミナル新築工事（建築 2 工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 308,000,000 円
- 4 契約の相手方 石垣市新栄町 25 番地の 13
砂盛建設株式会社
代表取締役 砂川 盛良

令和 6 年 2 月 8 日提出

石垣市長 中山 義隆

理 由

クルーズターミナル新築工事（建築 2 工区）の請負契約の締結については、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。